⑹ The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑺ Contact point for tender documentation : Contract team, corporate Department. Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011 Tel. 03―5766―5600

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年7月15日

中日本高速道路株式会社

名古屋支社長　岩田　久志

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23

○中日本高速道路株式会社公告第10号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　第二東名高速道路　観音山トンネル工事

⑶　工事場所　自）愛知県豊川市萩町
至）愛知県豊川市萩町
自）愛知県豊川市千両町
至）愛知県豊川市千両町

⑷　工事内容

本工事は、トンネル掘削工事１ヶ所（1,188m）、橋梁下部工工事２ヶ所（546m）を含む延長3,095m（土工量1,882千㎥を含む）の土木工事である。

⑸　工事概算数量

延長　3,095m

土工量　1,882,000㎥（うちトンネルずり量231,000㎥）

トンネル　1,188m（１ヶ所）

橋梁等　下部工のみ　２橋　546m
橋台　８基
橋脚　11基
基礎工　深礎杭（φ2.5～10.5m）Ｌ＝177m
場所打ち杭（φ1.2～1.5m）Ｌ＝2,496m

⑹　工期　契約締結日の翌日から1,290日間とする。

⑺　使用する資材

コンクリート	約62,000㎥
鉄筋	約4,000ｔ
ロックボルト	約45,000本
鋼アーチ支保工	約1,300基

⑻　本工事は、申請時に設計図書に示した図面及び仕様書において管理体制・手法、品質管理、安全管理、環境対策に関する技術提案及び入札書を求め、技術提案を審査して技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする「施工技術競争型総合評価方式」の適用工事である。併せて、落札者と合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議を実施し、その協議に基づく価格で契約する「技術提案協議方式」の適用工事である。技術提案とは、管理手法・体制、品質管理、安全管理、環境対策を含む施工計画(以下「施工計画」という。)をいう。

施工計画の提案にあたっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不可とする。工事目的物とは、契約する単価項目全てを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書及び設計図書で示したものをいう。ただし、コンクリート構造物に関しては、硬化後の形状・寸法を変更せず所定の要求性能を満たす範囲での提案は可能とする。

⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。

⑽　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

2　競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年中日本高速道路株式会社規程第25号。以下「規程」という。)第11条の規定に該当しない者であること。

⑵　①【単体の場合】

土木工事において、開札時に平成21・22年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、代表取締役社長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,450点以上の土木工事を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,450点以上（土木工事）であること。)。

②【特定建設工事共同企業体を構成する場合】

土木工事において、開札時に平成21・22年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、代表取締役社長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された共同企業体。

⑷　平成11年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる㋐、㋑及び㋒の工事の施工実績を有すること。ただし、同一工事で上記の実績を有する必要はない。

①　単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者

㋐　土工量(切土量又は盛土量の大きい方)が130万㎥以上ある道路土工工事

㋑　ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積が60㎡以上で延長0.9㎞以上ある山岳道路トンネルの工事（上下線などの複数のトンネルでの延べ延長は施工実績として認めない。)

㋒　躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ又はケーソン、深礎の天端から橋脚天端までの高さ）35m以上のコンクリート橋脚の工事

②　特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者以外

㋐　土工量(切土量又は盛土量の大きい方)が65万㎥以上ある道路土工工事

㋑　ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積が40㎡以上で延長0.4㎞以上ある山岳道路トンネルの工事（上下線などの複数のトンネルでの延べ延長は施工実績として認めない。)

㋒　躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ又はケーソン、深礎の天端から橋脚天端までの高さ）15m以上のコンクリート橋脚の工事

なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人及び主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。

①　専任の主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、専任を要する期間は、土工工事に係る工事経験を有する技術者は土工工事の工事現場が稼動（準備工は含まない）している期間、トンネル工事に係る工事経験を有する技術者はトンネル工事の工事現場が稼動（準備工は含まない）している期間、橋梁下部工工事に係る工事経験を有する技術者は橋梁下部工工事の工事現場が稼動（準備工は含まない)している期間とする。

②　配置予定技術者の工事経験

現場代理人、専任の主任（監理）技術者が、平成11年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる㋐、㋑及び㋒の工事の施工実績を有すること。ただし、同一工事で上記の実績を有する必要はない。また全ての工事経験を同一の者が有している必要はない。(各工種の経験者を複数名配置しても良い）なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

土工工事

㋐　土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が65万㎥以上ある道路土工工事

トンネル工事

㋑　ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積が40㎡以上で延長0.4㎞以上ある山岳道路トンネルの工事